

平成 31 年 1 月 23 日

各 位

会社名	株 式 会 社	原 弘 産
代表者名	代表取締役社長	岡 本 貴 文 (コード番号 8894 東証第 2 部)
問い合わせ先	取 締 役	津 野 浩 志
電話番号	0 8 3 - 2 2 9 - 8 8 9 4	

有利子負債の弁済合意、並びに特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 9 月 20 日付け「第三者割当による第 4 回新株予約権発行及び無担保ローン契約に関するお知らせ」にて、返済期限が到来したことで期限の利益を喪失した状態の有利子負債が存在し、その債権者様との間で交渉を続けており、事業継続が危ぶまれる状態にあることを公表しましたが、協議中であった債権者様との間で弁済に関して合意すること（以下「本件弁済」という。）並びに本件弁済に伴い遅延損害金を特別損失として計上することについて本日開催の取締役会で決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 経緯

当社の有利子負債残高のうち、借入れ 2 案件合計 796 百万円については、債権者様から当社に対して前記の元金、元金に対する未払いの約定利息及び元本の返済期限到来後に年 14%の割合で発生している未払いの遅延損害金の全額の支払を求められており、返済の猶予がなく早急に対応することが必要な状況となっております。そのうち 1 案件は、平成 30 年 12 月 12 日付け「債権者の異動、及び返済期限の延長に関するお知らせ」で公表しましたとおり、債権譲渡された先と借入の条件に関して変更契約を締結したことにより解決いたしました。

本件弁済は、残る 1 案件の債権者様との間で協議中であった、風力発電事業のライセンス取得や運転資金等の事業資金のために当社が発行していた社債の償還期限が到来する平成 21 年 7 月に当該社債償還費用として金融機関から借り入れた債務の弁済であります。本件弁済に伴い、当社の認識している債務と弁済額との差額である 70,789 千円を遅延損害金として特別損失に計上いたします。なお、本件弁済に関して、当社の資金状況では直接弁済が不可能であることから、EVO FUND の属するグループの関連会社との間で新たに金銭消費貸借契約を締結し、本件弁済に充当する予定であります。なお、契約条件が決まり次第、当社の取締役会で決議し、速やかに公表させていただきます。

2. 債権者様との間で合意した内容

債権者様との契約により公表を控えさせていただきます。

3. スケジュール

平成 31 年 1 月 23 日	弁済合意に関する取締役会決議、及び締結実行
平成 31 年 1 月 25 日（予定）	金銭消費貸借契約に関する取締役会決議、及び締結実行
平成 31 年 1 月 31 日（予定）	金銭消費貸借契約に基づく融資実行、及び弁済合意書に基づく弁済実行

4. 今後の見通し

当社は、返済の猶予がなく早急に対応することが必要とされていた借入れ 2 案件については、うち 1 件については債権譲渡先と変更契約を締結し返済期限を延長し、うち 1 件については本件弁済による借り換えが完了する見込みであること、そして前述の 2 案件以外に返済期限が到来した債務は存在しないことから、借入金の返済に関する危機的状況は解消できるものと判断しております。一方で、業績面においては、債権譲渡先との間で締結した変更契約に基づく条件変更により今後の支払利息は減額できたものの、本件弁済による特別損失 70,789 千円を計上することとなるため、業績予想を修正いたします。内容につきましては、本日別途開示いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」をご確認ください。

以上